

健康福祉・医療委員会記録
【速報版】

令和8年2月13日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 望月康弘委員長 おはようございます。これより委員会を開会いたします。

上着の着用は御自由に願います。

なお、佐藤副市長は他の委員会に出席しておりますが、審査の状況により当委員会に出席するとのことで、御了承願います。



◎ 委員席の指定

議題に入ります前に、過日の本会議で報告がありましたように、かざま委員が本委員会の副委員長に選任されましたので、委員会席につきましては、名立てのとおり指定いたします。

酒井	松本	渋谷	増永	大和田
副委員長	委員	委員	委員	委員
望月				
委員長				
かざま	木内	山浦	伊藤	荻原
副委員長	委員	委員	委員	委員



◎ 市第137号議案（関係部分）の審査、採決

- 望月康弘委員長 それでは医療局・医療局病院経営本部関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままです。

初めに、市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- 望月康弘委員長 当局の説明を求めます。
○ 原田医療局長兼病院経営副本部長 おはようございます。それでは市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号医療局関係部分について御説明させていただきます。

まず資料2ページの1、事業の執行見込みに合わせた整理補正でございます。

表のとおり、今回補正する事業名、補正額等を記載しております。

全体では7億7229万1000円の増額の補正をお願いするものでございます。それぞれの補正理由につきましては3ページ以降を御覧ください。

まず（1）の職員人件費につきまして、給与改定に伴う増額及び育児休業者が想定より多かったことなど、執行実績を踏まえました減額等に伴いまして、866万4000円を増額いたします。

（2）の行政医師確保・育成事業につきまして、会計年度任用職員に係る人件費等の減に伴い、2290万円を減額いたします。

(3) 地域中核病院再整備支援事業につきまして、補助対象事業費等の減に伴い、2億300万円を減額いたします。

(4) 二次救急医療対策事業につきまして、デジタル活用推進事業債の活用に伴い、一般財源から市債へ1100万円の財源更正を行うものでございます。

4ページを御覧ください。

(5) がん検診事業につきましては、受診見込者数の増に伴い、3億3826万5000円を増額いたします。

また、(6)の帯状疱疹ワクチン接種事業につきまして、接種見込者数の増に伴い、10億8193万9000円を増額いたします。

(7)の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては接種見込者数の減に伴い4億1563万4000円を減額いたします。

(8)の病院事業会計繰出金につきましては、公債費元利償還金の減に伴いまして1504万3000円を減額いたします。

御説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 望月康弘委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(発言する者なし)

○ 望月康弘委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 望月康弘委員長 それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 望月康弘委員長 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。



◎ 病第3号議案の審査、採決

○ 望月康弘委員長 次に、病第3号議案を議題に供します。

病第3号議案 令和7年度横浜市病院事業会計補正予算(第1号)

○ 望月康弘委員長 当局の説明を求めます。

○ 鈴木病院経営本部長 病院経営本部長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

それでは、病第3号議案令和7年度横浜市病院事業会計補正予算第1号について御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

1、事業の執行見込みに合わせた整理補正として、表の左から3列目、太枠内に記載のとおり市民病院事業において、1122万2000円の増額。脳卒中・神経脊椎センター事業において、2639万9000円の増額。みなど赤十字病院事業において、4597万9000円の減額。全体で計835万8000円の減額補正をお願いするものです。

3ページ目を御覧ください。それぞれの補正理由についてです。

(1)市民病院事業及び(2)脳卒中・神経脊椎センター事業についてですが、給与改定に伴い、職員人

件費を増額するとともに、前年度起債額の減に伴い、企業債元利償還金を減額するものです。

(3) みなと赤十字病院事業についてですが、前年度起債額の減に伴い、企業債元利償還金を減額するものです。

御説明は以上となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

- 望月康弘委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(発言する者なし)
- 望月康弘委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 望月康弘委員長 それでは採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 望月康弘委員長 御異議ないものと認め、病両第3号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に係る原案について

- 望月康弘委員長 次に、報告事項に入ります。
横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に係る原案についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- 原田医療局長兼病院経営副本部長 それでは横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に係る原案について御説明をさせていただきます。
昨年12月の市会定例会、健康福祉・医療委員会で御報告させていただきましたとおり、パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、素案を修正しております。
本日は原案につきまして、素案からの修正点を中心に御報告させていただきます。
なお、計画原案全体のデータにつきましても資料の8ページ以降に添付しておりますので、適宜御参照いただければと思います。
それではまず2ページを御覧ください。
1-1、本市行動計画原案の素案からの修正点でございますが、まず計画の構成につきましては素案からの変更点はございません。
3ページにお進みください。
計画の内容についてですが、パブリックコメントでいただきました、抗ウイルス薬だけでなく対症療法用の医薬品の備蓄も必要ではないかという御意見を踏まえ、医薬品の備蓄に関して追記しております。
次に4ページを御覧ください。横文字や片仮名言葉は、誰でも分かりやすい簡単な言葉を使い、分かりやすく提供してほしいという御意見を踏まえ、情報提供に当たっては、可能な限り分かりやすい表現を用いることを追記しております。
5ページを御覧ください。3ページと同様、医薬品の備蓄に関して追記しております。
最後に6ページを御覧ください。サーベイランスという一般的に使われていない言葉を使わないでほしいという御意見を踏まえ、用語集にその説明を追記しております。

7ページでございますが今後のスケジュールでございます。

昨年の第3回市会定例会、健康福祉・医療委員会において、本計画は議決事件に該当しないとして御判断いただいております。

その結果を踏まえまして、本日、原案の報告をさせていただいた上で、内部決裁を経た後、3月に本計画を改定いたします。

御説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

- 望月康弘委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(発言する者なし)

- 望月康弘委員長 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で医療局・医療局病院経営本部関係の審査は終了いたしましたので、次に健康福祉局関係に入ります。当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時08分

(当局交代)



再開時刻 午前10時10分

- 望月康弘委員長 それでは、委員会を再開いたします。

◎ 市第110号議案の審査、採決

- 望月康弘委員長 健康福祉局関係の審査に入ります。なお当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

初めに、市第110号議案を議題に供します。

市第110号議案 横浜市青少年相談センター条例の全部改正

- 望月康弘委員長 なお、本件につきましては子ども青少年局の田口青少年部長ほか、関係職員が説明員として出席しておりますので御承願います。

当局の説明を求めます。

- 佐藤健康福祉局長 では、よろしくお願いいたします。それでは市第110号議案、横浜市青少年相談センター条例の全部改正について御説明いたします。

議案書は41ページになりますが、概要を資料にまとめましたので、資料を使って御説明いたします。

2ページを御覧ください。

1、提案理由ですが、横浜市青少年相談センター条例に基づく子ども青少年局所管の横浜市青少年相談センターと健康福祉局ひきこもり支援課を統合し、新たに横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センターを健康福祉局に設置するため、当該条例の全部を改正いたします。

3ページを御覧ください。

2、現状の課題と期待される効果の(1)、現状の課題ですが、本市におけるひきこもり支援は、青少年相談センターとひきこもり支援課において、年齢に応じた相談支援を行っています。

しかし年齢により相談先が異なることは市民にとって分かりにくく、支援の継続性において課題がある状況です。

また世帯単位で生活困窮や障害など複合的な課題を抱えている場合もあり、地域の関係機関と連携した支援が必要です。

(2) 統合により期待される効果ですが、年齢による切れ目のない相談支援の実施や、地域の関係機関への技術的支援及び人材育成支援等の強化などが期待されます。

4ページを御覧ください。

3、施行予定日ですが、令和8年4月1日とします。

4、今後の対応ですが、現在相談中の方が引き続き安心して利用できるように、丁寧に説明を行います。

また市民の皆様、関係機関の皆様には、名称の変更や統合の目的等について分かりやすく周知していきます。

参考として5ページ以降に、ひきこもり等困難を抱えた市民の相談先と施設概要を記載しておりますので後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。御審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 望月康弘委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○ 大和田あきお委員 今の5ページ目を出しておいていただけると、質問の趣旨が分かりやすいと思います。

基本的に今回の内容、110号議案については趣旨には賛成です。ただ具体的な施策内容について幾つか確認しておきたいことがあります。

今後、この制度が充実していく、市民に本当に支援として十分なものになっていただきたいという趣旨です。

確認なのですが、こども青少年局の青少年相談センター、それから健康福祉局ひきこもり支援課を統合して、ひきこもり総合支援、若者相談センターを健康福祉局に設置するということですが、それで具体的に1つ目の質問なのですが、こども青少年局青少年相談センターは、これまで10代を中心にひきこもりや不登校など、青少年が抱えている様々な問題について電話相談とか来所相談とか、家庭訪問、グループ活動について、社会参加に向けた継続的な支援を積極的に行ってきたというふうに捉えているのですが、ここから質問に入っていきますけれども、今回の改定の年齢による切れ目のない相談支援の実施についてはよく理解できるのですが、統合前のこども青少年局の青少年相談センターの15歳～18歳、この図を見ていただきたいのですが、その役割については統合後には位置づけられていないのです。

特に不登校の実態は、文科省の調査においても、横浜市でもそうですが、中学生が最も多く、小学生・中学生・高校生と、その対策が求められている現状です。ですから、15歳～18歳までのこども青少年局青少年相談センターの不登校やひきこもりに対する支援の役割は、統合後はどうなっていくのか。この事業が示されていないので、その点を説明していただきたいと思います。

まず1点目です。

○ 榎本生活福祉部長 まず、これまで区役所のこども家庭支援課におきましても、こども家庭相談の中で18歳未満の方の子供や家庭に関するあらゆる相談を受けてきたところですが。

いわゆる15歳～17歳までの方について区子供家庭支援センター、こども家庭支援課に加えて市内4か所の地域ユースプラザでの御相談をお受けすることができ、居場所としての機能を持っているところです。

各機関が連携しながら、地域で支えていくようにすることがすごく大切だと考えております。

そのため、支援センターにおいてはこれまで以上に、区のほうや地域ユースプラザ等の支援力を高める、そういった役割をしていくことで、さらには学校やソーシャルワーカーをはじめ、教育関係者と連携するのはしっかり取り組んでいきたいと考えております。

- **大和田あきお委員** その辺がもうちょっと分かるように、こういう施策の中に書いていただかないと、やっぱり率直に言って非常に不十分な感じを受けたので、ぜひその辺を明確にしていってほしいというのが1つ目です。

それに2つ目ですけれども、それに関連するのですけれども、この図を見て感じることは、18歳までの支援、新しいほう、ひきこもり総合支援・若者相談センターのほうですが、18歳までの支援と18歳以降の支援は切れ目のない相談支援となっていくのかどうかという、そこら辺のところは、分かりやすい図なのですが、当初の統合前の、ひきこもり総合支援・若者相談センターになっていくという意味での切れ目のないというところでは分かるのですが、今度は18歳を境に切れ目のない支援というのはどう考えているのかをお願いしたいと思います。

- **榎本生活福祉部長** まず先ほどお話がありました15歳～17歳のところ、区や地域ユースプラザでしっかり対応していくところがありますが、その方が全ての方が、新しい支援センターに移るのではなくて、やっぱり身近な地域でしっかり支援が受けられるということが大事だと思っています。

そういったこともあって、15歳～17歳についても必要な支援はしていきますし、それ以降につきましても、新センターのほうで、区や地域ユースプラザをしっかりと支援しながら、そういった切れ目のない支援というところをしっかりとサポートしながらやっていきたいと考えております。

- **大和田あきお委員** そこら辺のところは、そうだろうとは思っているのですけれども、この図が明確になればなるほど、その辺のところは、ちょっとした説明は必要かなと感じています。

それから質問の3番目ですけれども、統合前の、ここで簡単に言えば青少年相談センターと、それからひきこもり支援課の職員の人数は、それぞれ何人だったのか。それから統合後のひきこもり総合支援・若者相談センターの職員の人数は何人になったのか。もし変わったならば、変わった理由について説明をお願いしたいと思います。

- **榎本生活福祉部長** 体制のところでございますが、まず支援センターにおきましても、相談支援の対応については引き続きしっかり取り組めるようにしていきます。

先ほど申し上げておりますが、やっぱりひきこもり状態にある方や困難を抱える若者につきましては、複合的な課題を抱える方が多いため、相談支援について、この支援センターだけの支援ではなくて、いろんな関係機関と連携しながら取り組むことが必要だと思っています。

そういったところをしっかりとネットワークづくりや連携を進めながら、ひきこもりの方や困難を抱える若者の方の支援をしっかりとできるように、取り組んでいきたいと考えております。

- **大和田あきお委員** 質問の趣旨がちょっと違うので（「人数」と呼ぶ者あり）、人数が分からなければ後でもいいのですけれども、少なくとも変わったのはどうなっているのかをはっきり言ってください。人数はこの場で分からなければ後でも結構ですけれども、人数はある程度変わっているのではないかと。ただ、どの程度変わったのか、どのように変わったのかは明確にしていってほしいと思います。

- **榎本生活福祉部長** 内容につきまして、少し補足をさせていただきますと、今回の統合を踏まえまして、

例えば両方の中の統括機能とか、事務面みたいところは、適切な体制を図りつつも、先ほど申し上げたとおり相談対応についてはしっかり対応できるようにしていきたいと考えておりますので、そういったところを基本にしながら、しっかり体制のほうは、そういったことで取り組んでいくように進めていきたいと考えております。

- **大和田あきお委員**　そういう回答は分かるのですが、市に私が事前にちょっと伺っていたのですが、これについては、ただ少なくとも私が聞いた範囲では、課長と係長が1人になるとかという話があったのですが、所長がどうなったのかというのは分からないのですが、要するに、そういうポストが変わった部分があればはっきりしてください。それによって支障がないかどうか。そういう体制が、要するに人数が少し減っているのじゃないかなと思うのですが、そこら辺のところは、それでも体制としては大丈夫だということを確認したいわけなのです。確認してもらいたいのは、所長・課長・係長などは1人になって、人数はその分が減っているかどうか。それ以外に減ったところがあるかどうか、増えたところがあるかどうか、ちょっと確認をお願いします。
- **榎本生活福祉部長**　大変申し訳ございません。
これまで青少年相談センターとひきこもり支援課において、それぞれ課長と事務の係長のほうが配置されておりました。こちらにつきましては一緒になりますので、統括機能や庶務機能の効率化が図られるというところもありますので、一定の見直しとして、課長1名・係長1名については、その中で効率化を図っていきたくと思っています。
それ以外のところにつきましては、これまでの体制を基本にしながら、相談支援などそういった対応をしっかり取り組めるようにしていきたいと考えております。
- **大和田あきお委員**　それは事前に聞いて分かっていたのですが、例えば青少年相談センターとひきこもり支援課は、それぞれ責任者がいるわけですよね。それを統括するということは、そこは2人のうち1人になるということですよね。そこも確認しておきますが。
- **榎本生活福祉部長**　すみません、青少年相談センター長とひきこもり支援課長がおりますので、その部分は統合の中の1人の課長級の中で統括機能として見ていくというところは、そういうところでは効率化を図っていくところはございます。
- **大和田あきお委員**　要するに、責任者というのは1人になるということですよね。はっきり、よく分からなかったのです。
- **榎本生活福祉部長**　今回統合に係る部分につきまして、先ほど申し上げたとおり、課長の部分と、あと事務面の庶務機能で効率化を図れるところがありますので、その1名ずつというところは、効率化を図って減をしていくというふうなところです。
- **大和田あきお委員**　私が人数にこだわったのは、要するに統合によって取組が、逆に弱くなるのではないかと心配があるのです。だから効率化が一番いろんな解釈があって、効率化の名の下に、やはり不十分な体制が、ここではないかもしれませんが、効率化も大事でしょうけれども、それ以上に大事なものは、支援がきちんと体制が組めるかということだと思っています。そういう意味で単純に人数を減らすことに懸念があるので、確認したかったわけです。
- **佐藤健康福祉局長**　すみません。これまでは2つの組織がありましたので、それぞれ課長職が責任者として配置されていましたが、このたびの統合で1つになりますので、責任を持つ立場の課長職は1人に

なります。

ただ一方で、委員御懸念の相談支援体制が手薄になるのじゃないか、そういうことに関しましてはそういうことがないように、しっかり今までと変わらぬような相談体制を維持するような人員体制を確保していきたいと考えていますので、そういった意味では、大丈夫かと考えています。

- **大和田あきお委員** それについてはよく分かりました。

それから次の4つ目の質問ですけれども、統合前は青少年相談センターが中心となって統括して、地域ユースプラザと、よこはま若者サポートステーションとともに、若者自立支援に取り組んできたということですが、その評価についてはどのように捉えているのでしょうか。まずその点を、分かる範囲内でお願いします。

- **榎本生活福祉部長** これまで青少年・若者に関して言いますと、青少年相談センターで相談機能、施策関係は青少年育成課のほうで担っておりました。青少年育成課のほうで、ユースプラザや、よこはま若者サポートステーションについても所管しております。

その中で、3者が連携を取りながら取り組んできたと認識しておりますので、健康福祉局になりましても、その部分はしっかり維持しながら、我々としても取り組んでいきたいと思っています。

- **大和田あきお委員** 統合前は青少年相談センターが中心となって統括しているのですが、今度、青少年相談センターではなくなるわけですね。そうすると、ひきこもり総合支援・若者相談センターが、今度、3つの図の説明がありましたけれども、中の説明に、その真ん中のところにひきこもり総合支援・若者相談センターが入って、機能としては前と同じような形なのか、それとも変わるのかどうか。その辺の体制はどうなっているかです。

- **榎本生活福祉部長** おっしゃったとおり、先ほど申し上げたとおり3者の連携がこれまでどおりしっかり保てるように、我々健康福祉局になったとしてもそこは変わらずやっています。ただ健康福祉局になったことによって、やっぱり様々な、複合的なところでいうと困窮だったり、障害だったり、親の高齢化だったり、その点というのが中高年もそうなのですが、若者に関してもその関連する部分がありますので健康福祉局で培ってきたそういったところのノウハウや、これまでの若者支援の中でやってきたところをしっかりと融合しながら、取り組めるようにしていきたいと考えています。それが支援センターとしての一番大事なところかなと考えております。

- **大和田あきお委員** 今の説明で大体分かったのですが、要するに、気になるのは、健康福祉局がそういう意味で相談センターが中心になっていくわけですが、そういったときに教育委員会との連携の必要性というのは、どう考えているのかというのがあるので、それについてはまた今日じゃなくてもいいと思っていますけれども、今後進めていく中で必要な教育委員会との関係かと思っています。それは意見です。

それからもう1点は要望ですけれども、先ほどの、最初の1つ目の質問なのですが、15歳～18歳までの不登校、はっきり言ってしまうと18歳からひきこもり中心と書いてあるけれども、問題は小中高でひきこもりだけではなくて、要するに不登校とひきこもりとは基本的にはイコールではないわけです。不登校にはいろんな要素があって、それがひきこもりになっていく部分もあれば、いろんなのになっていくので、それで先ほど説明を求めたのですが、お話は大体理解できたつもりですが、その説明を文書で後で頂きたいと思います。15歳～18歳のところの不登校やひきこもり、うち18歳以降はひきこもり中心ですけれども、問題は15歳～18歳のところの不登校やひきこもりなどに対する支援の役割が、統合後どうなっていくかというこ

とに対しての説明を後で文書をいただきたいと思います。それで確認しておきたいと思ひまして、一応要望ですけれども、以上です。

- 望月康弘委員長　大丈夫ですか。今の文書というふうに。
- 大和田あきお委員　後で、口頭で言われたことを文書でということです。
- 榎本生活福祉部長　後ほど、まとめさせていただきます、説明のほうに上がらせていただきます。よろしくお願ひいたします。
- 望月康弘委員長　ただいま、大和田委員より資料要求がございましたが、本件につきましては委員会として資料要求ということでよろしいですか。
- 大和田あきお委員　どうぞ。
- 望月康弘委員長　それではそのように取り扱わせていただきます。それでは資料は作成でき次第、各委員にお届けするようお願いいたします。
大和田委員、以上でよろしいですか。
- 大和田あきお委員　はい。ありがとうございました。
- 望月康弘委員長　ほかにございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 望月康弘委員長　他に御発言もないようですので本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 望月康弘委員長　それでは採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 望月康弘委員長　御異議ないものと認め、市第110号議案については原案可決と決定いたします。
説明員の方は退席されて結構です。ありがとうございました。
(関係職員退室)

◇

◎ 市第114号議案の審査、採決

- 望月康弘委員長　次に市第114号議案を議題に供します。当局の説明を求めます。

市第114号議案　横浜市老人福祉施設条例の一部改正

- 佐藤健康福祉局長　市第114号議案横浜市老人福祉施設条例の一部改正について御説明いたします。
議案書では63ページになりますが、概要を資料にまとめましたので、資料を使って御説明いたします。
2ページを御覧ください。
1、提案理由ですが、横浜市新橋ホームにおきまして、当該施設の設置目的である養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの入所による養護事業に注力するため、介護保険法に基づく通所介護等及び居宅介護支援の事業を廃止することとし、横浜市老人福祉施設条例の一部を改正いたします。
2、改正の概要ですが、特別養護老人ホームが実施する事業について定める規定のうち、横浜市新橋ホー

ムにおいてのみ行うことを規定している、通所介護等及び居宅介護支援の規定を削除します。

3、施行予定日ですが、次期指定管理期間の開始日である令和9年4月1日とします。

参考として3ページに横浜市新橋ホームの施設概要を記載していますので後ほど御覧ください。

御説明は以上になります。

御審査のほど、どうぞよろしくお願いたします。

- 望月康弘委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 大和田あきお委員 意見を言ってもいいですか。意見でもいいですか。
- 望月康弘委員長 どうぞ。
- 大和田あきお委員 では、これについては大分私も時間をかけて検討させていただいたのですけれども、私どもは廃止することは納得できなかったもので、やっぱり反対ということで、その理由だけをしっかりと述べておきたいと思っています。

特養とかそういうのに注力するのはもちろん賛成ですが、廃止にはどうかということです。理由としては、泉区の横浜市新橋ホームで実施している通所介護、居宅介護支援事業を廃止する。なぜ反対かということですが、これまでの経過を見ますと、閉鎖になったのは2021年の4月にコロナ禍で通所介護を閉鎖しているのです。それから、コロナ禍で通所介護を利用していた人たちは、結局それに伴って民間のほうに移転したと。コロナ終息も、市の通所介護を、また閉鎖していくのですけれども、民間事業所はコロナ禍でも頑張ってきたわけです。そういう中で1つ疑問があるわけです。

それから、居宅介護支援については、2024年にケアマネジャーや介護職の賃金を上げる介護報酬改定が行われたのですけれども、ケアマネを採用することが非常に難しいという現状があります。

それから事業所全体で確保できずに休止しているということですが、ケアマネジャー、介護支援専門員の処遇改善ですけれども、これまで主に介護職員を対象とした処遇改善加算の枠組みから外れていたということもあって、大きな課題になってきたのじゃないかと、現在どの施設でもケアマネジャーの採用が困難になっている現状もあります。

ただ、民間では処遇改善などをその中でしながら、事業を継続している現状がありますので、そういう意味で、このままでいくと、民間任せになる危険性、そういう懸念があるということなのです。

ですから本市がそういう意味で、やはり市として公的な責任が重要ではないかと考えています。

そういう意味で横浜市は、これまで新たに高齢者保健福祉計画とか介護保険事業計画の施策で、介護サービスを必要としている人が、質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務の実施、事業所の評価・指導、監査体制の強化を図りますというふうの方針がありますので、それを考えたときに、どうしてもやはりどうかということで、福祉の分野では、福祉の分野は製造業、販売業と違って利益がかかる業態ではないということで、そういう意味で高齢保健福祉計画などにに基づき、公的責任として通所介護、居宅介護支援の廃止はすべきでないと考えています。そういう理由です。

- 望月康弘委員長 他にございますでしょうか。よろしいですか。
(発言する者なし)
- 望月康弘委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 望月康弘委員長 それでは採決いたします。採決の方法は挙手といたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- 望月康弘委員長 挙手多数。

よって、市第114号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 市第137号議案（関係部分）、市第138号議案、市第139号議案、市第140号議案、市第145号議案及び市第147号議案の審査、採決

- 望月康弘委員長 次に、市第137号議案関係部分、市第138号議案、市第139号議案、市第140号議案、市第145号議案及び市第147号議案につきましては、説明の都合上、6件を一括議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

市第138号議案 令和7年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第1号）

市第139号議案 令和7年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第1号）

市第140号議案 令和7年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算（第1号）

市第145号議案 令和7年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第1号）

市第147号議案 令和7年度横浜市新墓園事業費会計補正予算（第1号）

- 望月康弘委員長 当局の説明を求めます。

- 佐藤健康福祉局長 市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算の健康福祉局関係部分、市第138号議案令和7年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算、市第139号議案令和7年度横浜市介護保険事業費会計補正予算、市第140号議案令和7年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算、市第145号議案令和7年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算及び市第147号議案令和7年度横浜市新墓園事業費会計補正予算について御説明いたします。

議案書では15ページからになりますが、概要を資料にまとめましたので資料を使って御説明いたします。

2ページを御覧ください。

令和7年度2月補正予算案の概要ですが、事業の執行見込みに合わせた整理補正等を行います。

健康福祉局分としましては、歳入歳出予算補正として、一般会計で61事業94億4600万円の増額。特別会計で5会計18事業192億7200万円の増額、繰越明許費補正として、一般会計で5件14億900万円の補正をお願いするものです。

3ページを御覧ください。

1、一般会計歳入歳出予算補正の（1）、事業の執行見込みに合わせた整理補正のうち事業費の増額補正ですが、40事業で147億3600万円の増額補正を行います。

これは主に(カ)障害者支援施設等自立支援給付費における利用実績の増に伴う増額によるもの。

また、4ページを御覧ください。(キ)居宅介護事業における利用実績の増に伴う増額等によるものです。

以下6ページまでが、その他、増額補正に伴う事業となります。

それでは7ページを御覧ください。

(イ)その他、事業費の減額補正等ですが、21事業で52億9000万円の減額補正等を行います。

これは主に(カ)大規模修繕の際に行う介護ロボット、ICT導入支援事業における補助申請件数等の減に伴う減額によるもの。

また、8ページを御覧ください。(サ)特別養護老人ホーム整備等事業における補助申請件数の減に伴う減額等によるものです。

以下9ページまでが、その他の減額補正等を行う事業となります。

10ページを御覧ください。

2、特別会計歳入歳出予算補正の(1)、事業の執行見込みに合わせた整理補正ですが、主にア、国民健康保険事業費会計及び、イ、介護保険事業費会計において、給与改定に伴う職員人件費及び保険給付費の増に伴う増額等として、それぞれ40億7100万円の増額、120億5500万円の増額をお願いするものです。

11ページを御覧ください。

3、繰越明許費補正の(1)一般会計ですが、5件14億900万円の明許設定をお願いするものです。

これは主にイ、高齢者施設等支援事業において、翌年度にわたり事業を実施することによる事業費の全部を繰り越すものです。

なお12ページ以降に一覧をおつけしておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

御審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 望月康弘委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○ 木内秀一委員 御説明ありがとうございました。

市第137号議案について、今回の補正予算の中で高齢者施設等支援事業というものが計上されていますので、それに関連して3点ほど確認をさせていただきます。

訪問介護事業所についてなのですが、令和6年度の介護報酬改定でマイナス改定となっており、非常に厳しい状況に置かれているという認識であります。

そこで、全国的に訪問介護事業所の倒産が増加しているとの報道もありますが、まず本市においてはどのような状況にあるのかを確認させていただきたいと思います。

○ 新井高齢健康福祉部長 訪問介護事業所につきましては令和6年度の廃止事業所数は59件でございます、7年度につきましては12月末時点で39件ということになっております。

7年度につきましては、通年で換算していきますと52件ほどになるかというふうに見込んでおります。

介護報酬が改定される以前の3年間の令和3年度～5年度につきましては、廃止事業所数の平均が37件であるということから、介護報酬改定後は廃止が増加傾向となっているという状況でございます。

○ 木内秀一委員 ありがとうございます。

次に今回の補正予算で先ほど計上されている高齢者施設等支援事業の支援内容を確認しましたら、この訪問介護事業所への支援金額は3万円となっているようですが、国でも補正予算で医療・介護等支援パッケージが示され、介護事業所への支援メニューが計上されていると思いますが、横浜市の支援とは別なものも含めて、今回訪問介護事業所に届く支援には、どのようなものがあるのか、改めて確認をさせていただければと思います。

○ 新井高齢健康福祉部長 国の7年度補正予算で医療・介護等支援パッケージといたしまして、1か月1人

当たり最大1.9万円の賃上げを支援する、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援事業ですとか、1事業所当たり事業規模に応じて、20万円～50万円を上限額として訪問や送迎など移動に伴い生じる経費等の補助を行います、介護事業所等に対するサービス継続支援事業を、これは神奈川県主体となって実施される予定です。

本市におきましては横浜市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業といたしまして、人材確保を目的とした研修体制の構築やヘルパー確保の広報活動、また経営改善を目的としたコンサルタントを活用した経営診断や加算取得の支援等の取組に対して補助を行ってまいります。

○ **木内秀一委員** ありがとうございます。

様々な支援策が講じられているということは分かりましたが、このままではやはり厳しい状況にある事業所は、今後もどんどん倒産してしまうことが危惧されると思います。それを防ぐには事業所経営の原資となる介護報酬が、やはり根本的に見直されることが肝要と考えております。

そこで最後に、本市としても令和9年度の次期介護報酬改定に向けて、国に要望をしっかりとさせていただきたいと考えますが、その辺りの御見解を伺って終わりたいと思います。

○ **佐藤健康福祉局長** 訪問介護事業所の置かれている状況は、委員から御心配をいただいているとおりに、大変厳しい状況にあると、私たちも認識しています。

特に前回の報酬改定の影響が大きいことと、それに加えて物価高騰の影響あるいは人件費の上昇などもありますので、非常に厳しいということは感じております。

そういった中で、国に対してやはり次の介護報酬をするに当たっては、そういった事業所の経営状況が本当に厳しい状態にあることをしっかり認識していただく必要があると思います。

また前回の報酬改定のときも議論にあったのですが、訪問介護事業所の事業所の規模によって経営効率が図られているところと、そうじゃないところの差が大きいと、そういったものを考慮せず、報酬改定を行った点もありますので、国にはぜひ現場の情勢をしっかりと見極めた上で、そういった状況を一つ一つ加味した形で介護報酬を行ってほしいということは、横浜市の立場として、あらゆる機会を通じて国のほうには意見を申し伝えたいと思います。

またあわせて、介護従事者に対する処遇改善の課題もまだ残っておりますので、その辺についても併せてしっかり国のほうに意見を届けていきたいと思っています。

○ **木内秀一委員** よろしくお願いたします。

○ **増永純女委員** 御説明ありがとうございます。

1点なのですが、7ページの大規模修繕の際に行う介護ロボット・ICT導入支援事業なのですが、見込みより大分金額が減っているというところで、実際にこれはどういう要因だったのかというのを教えていただけますか。

○ **新井高齢健康福祉部長** こちらにつきましては、令和7年度の予算を設定するに当たりまして、令和6年度に各施設のほうに意向の調査を行っております。

そうしたところ、62施設がこちらの支援事業を使いたいということでお声をいただいたところでございますけれども、こちらは県基金のほうで行っている事業でございます、実際にどれぐらい補助が行われるかというのは当年度になって、県からの通知で判明するというものでございます。

当初はそうしますと、52万円ということの要綱上の定めだったものが、県の通知により36万3000円という

ことで、大分下がった形で示されました。そのこと等によりまして、多くの事業者さんが申請を辞退し、最終的には33施設の手挙げになったということで、非常に不用額が多く出たという状況でございます。

- **増永純女委員** ありがとうございます。

そうしますと、当初より金額が下がったということが理由であって、使いたいという事業者さんが、例えば伴走しきれずに利用に至らなかったとか、そのほかの要因は特にはないということですか。

- **新井高齢健康福祉部長** こちらの介護ロボット・ICT導入支援事業は大規模修繕に伴うということで、確かに使い勝手としては1つ枠があるものでございます。

ただ県のほうでも同じようなメニューを持っておりまして、そちらはもう少し自由に使えるですとか、幾つかのメニューの中で事業者さんのほうが選択していただいているのかなと思いますので、そういった意味では、使えるものを使っているという状況かというふうに認識しております。

- **増永純女委員** それであれば、実態がどうなのかというところまで数値で見えていないので何とも言えません＝けれども＝、今の口頭のお話であれば、事業者さんが取捨選択して御自身で使い勝手のよいものを使って、施設の有効性を図られているということであれば一安心かなと思うのですが、やはり事業所さんから話をお聞きしますと、修繕はしたいけれども、手が回らないであるとか、マンパワーの不足ということで、なかなか申請まで踏み切れないという事業所さんもあるということをお話を聞いていますので、ぜひこういったものを、国の補助金等を活用できる事業は、積極的に横浜市のほうでも伴走していただいて、きちっと希望がある方々に漏れがないかであるとか、何かできないかということを押シュ型でサポートいただけるように要望させていただきます。

- **望月康弘委員長** 他にございますか。

- **山浦英太委員** よろしいでしょうか。敬老パスについてお伺いしたいです。

今、敬老パスの横浜市内の75歳以上の免許をお持ちの方、対象者数と、今、自主返納された数が分かりましたら教えていただけますでしょうか。

- **佐藤健康福祉局長** 半分、今数字を調べていますので、お時間いただきまして、まず免許返納の数につきましては、令和7年1月～12月まで、これは県の統計になりますけれども、暫定値で1万1000人の免許返納があったというふうに聞いております。

- **山浦英太委員** そもそも論になるのですけれども、事業の狙いというのはどういったものでしょうか。

- **佐藤健康福祉局長** 免許返納者に対して3年間敬老パスの負担金を無料とした狙いですが、1つは交通事故のリスクが高まる高齢者の方の免許返納を促すとともに、返納後もしっかり外出したり社会参加していただくための手段を御用意するということで、敬老パスを活用していただきたいと、そういう思いで3年間無償というのを昨年からは始めております。

- **山浦英太委員** では、今おっしゃった外出等を促していくのに対して、地域交通の整備も必要ですし、今のお言葉にはなかったのですけれども、狙いには市民の健康寿命を延ばすといった取組も記載されているところがあるのです。では実際にこれを、どのように今取り組んでいて、見える化させていくか。そこを教えてくださいませんか。

- **佐藤健康福祉局長** 委員から御指摘いただいたとおりに様々な目的があるわけなのですけれども、この辺り、まず実際に免許を返納されて、新たに敬老パスを利用された方に対しての利用者アンケートなどを今行っておりますので、そういったアンケートなどを通じて、まずはその方の健康感だったり、外出頻度にど

の程度の影響があったのか、いろいろな視点でそこは測っていきたいと思っています。今その辺はアンケートを行って、取りまとめを行っているような状況になっています。

- **山浦英太委員** さっき免許返納者の対象者の数を聞きましたけれども、当然そこには返納者が多ければ必要な予算があると、その予算を使いながら、ではそのメリットの部分、それをしっかりと市民の方々に分かりやすく説明する義務があると思うのです。整合性も踏まえて、今後は見える化にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

- **新井高齢健康福祉部長** 大変失礼いたしました。

令和7年1月～12月の免許返納者数につきましては1万1100人という状況でございまして、敬老パス、今回の制度を御申請いただいた方が8760人という状況でございます。

大変失礼しました。

- **望月康弘委員長** 大丈夫ですか。

- **山浦英太委員** はい。

- **伊藤くみこ委員** 御説明ありがとうございました。私も敬老パスのところでお伺いしたいのですが、今回は減額になっている中で、アンケートを40万人を対象にしていたのを1万6000人でしたか、に減らしたということなのですか、これはどういう理由で減らしたかということをお願いいたします。

- **新井高齢健康福祉部長** こちらは、当初は全ての敬老パスの利用者の方に、しっかりお声を聞くということでアンケートを予定していたところでございますけれども、実際に制度を、効果検証等を図っていくに当たりまして、データの専門家の方のアドバイスを受けました。その中で、どれだけ回答があれば有効な結果として活用できるかということをおアドバイスいただきまして、その結果として1万6000人を対象としたアンケートにさせていただいたということでございます。

- **伊藤くみこ委員** そうしますと、1万6000人等の抽出の仕方は、どのような形で行ったのでしょうか。

- **新井高齢健康福祉部長** こちらは、各区で偏在が起きないように人数を割り振りしまして、そういった形で対象者を抽出しております。

- **伊藤くみこ委員** 分かりました。

それと、これは68歳からという、支給される前の方も対象にしていますけれども、その辺についてのどのような効果を考えて、年齢を68歳にしたのかということをお願いします。

- **新井高齢健康福祉部長** 敬老パスの70歳からというところを68歳といたしましたのは、実際に今は使っていないか、この先使われる方と、その使っていない方と使う方の比較を行いたいところから、実際に対象になっていない方、68歳よりちょっと若い方にも対象として選定させていただいているというものでございます。

- **伊藤くみこ委員** このアンケートは非常に大事だと思いますので、やはりその方の状態とか、そういうどういう効果があるかということは調べていかなくてはいけないと思うので、人数を減らしているところは、少し課題もあるように思うのですが、しっかりとした効果検証をしていただきたいと思います。お願いいたします。

- **望月康弘委員長** 他に御発言もないようですので、本件に。

- **大和田あきお委員** すみません。申し訳ないです。

1つ、ではずっと気になっていることがあったので、それは7ページだと、キの特別養護老人ホーム等開

設準備経費補助事業で、それから8ページの特別養護老人ホーム整備等事業で、どちらも申請が減で減額になっているのですけれども、気になるのは、今回、コーディネーターに力を入れてやるという話もありましたけれども、やっぱり減と同時に、今後特養の施設を充実させるというか、多くの方が入りやすくなるためのコーディネートだけで、本当に十分なのかという、率直な疑問なのです。

減になっているということは、これに対してどういうふうに捉えているのでしょうか。要するに、本当に必要がなくて減になっているのか、その事情というのは、特養の現状をどういうふうに捉えているのかお伺いしたいのですけれども。

- **新井高齢健康福祉部長** こちらの減につきましては、昨今の資材高騰ですとか、あるいは建築現場のほうの働き方改革で長期間労働がなかなか、今は制限されているとか、そういったことによる工事の遅れが主でございます。

整備の数そのものが減っていているというものではございませんので、そこが1点と、あと必要な整備数につきましては、介護保険事業計画等で3年ごとに計画を行っておりますけれども、次期計画として令和9年度からの計画を8年度に策定していきますが、その中で必要な数については将来人口推計等を基にしっかりと精査していきたいと考えております。

- **大和田あきお委員** ここでは以上で、分かりました。ありがとうございました。
- **望月康弘委員長** 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **望月康弘委員長** それでは、1件ずつ採決いたします。
初めに、市議第137号議案関係部分についてお諮りいたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **望月康弘委員長** 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。
次に、市第138号議案についてお諮りいたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **望月康弘委員長** 御異議ないものと認め、市第138号議案については、原案可決と決定いたします。
次に、市第139号議案についてお諮りいたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **望月康弘委員長** 御異議ないものと認め、市第139号議案については原案可決と決定いたします。
次に、市第140号議案についてお諮りいたします。
本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **望月康弘委員長** 御異議ないものと認め、市第140号議案については原案可決と決定いたします。
次に、市第145号議案についてお諮りいたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 望月康弘委員長 御異議ないものと認め、市第145号議案については原案可決といたします。

次に、市第147号議案についてお諮りいたします。

本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 望月康弘委員長 御異議ないものと認め、市第147号議案について、原案可決と決定いたします。



◎ 第2期横浜市依存症対策地域支援計画の原案について

- 望月康弘委員長 次に、報告事項に入ります。

第2期横浜市依存症対策地域支援計画の原案についてを議題に供します。当局の報告を求めます。

- 佐藤健康福祉局長 それでは第2期横浜市依存症対策地域支援計画の原案について御報告いたします。

資料2ページを御覧ください。

1、趣旨ですが、第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定に当たり、令和7年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施し、7年12月の本委員会にて実施結果を御報告させていただきました。

提出された御意見及び横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会での議論などを踏まえまして、原案を作成いたしましたので御報告いたします。

2、計画の全体像ですが、市民全体の依存症問題に対する理解をさらに促進し、依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族が適切な支援につながり、回復し続けられる環境を整備することを目的として策定いたします。

依存症の回復には長期にわたる支援が必要であり、依存症対策も継続的に取り組むことが求められるため、基本理念、基本方針及び支援フェーズの基本的枠組みは、現行計画を継承するとともに、新たに市民の実感や政策の効果を測る政策指標を掲げ、取組を進めてまいります。

3ページを御覧ください。

まず基本理念ですが、依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けられるようにできることといたしました。

基本方針は、依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら連携して施策を推進することとしています。

支援フェーズは、一次支援の予防普及啓発、二次支援の早期発見・早期支援、三次支援の回復支援の3つとなります。

次に、重点施策ですが、各支援フェーズにおきまして、横断的な対応が必要な課題への対策といたしまして、重点施策1、多様化する依存対象への対策。重点施策2、偏見の解消。重点施策3、連携体制の強化を設定しています。

4ページを御覧ください。

3、素案からの主な変更点になります。1番目の計画策定の位置づけについて、依存症対策と精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは共通する部分が多いため、取組の連携を視野に入れることが必要との御意見を踏まえ、原案では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと本計画との連動に係る説明を追記しました。

2番目の、本市及び関係機関、民間支援団体等における依存症対策の状況について、区役所の取組実績について掲載するとよいとの御意見を踏まえ、原案では、区役所における依存症対策の状況を追記しました。

5ページを御覧ください。3番の二次支援に関する取組の振り返りについて、素案では、支援者による動機づけとの文言を記載していましたが、ふだんから依存症支援に携わっていない人には伝わりにくいとの御意見を踏まえ、原案では支援者による本人の中にある変わりたい気持ちを引き出す動機づけに文言を修正しました。

4番目の一次支援の子供に向けた取組について、動画はショート動画が望ましい、動画冒頭にインパクトのある内容が必要等の広告手法への御意見を踏まえ、原案では子供たちに情報が届くよう、広告手法等の見直しを進めることを追記しました。

6ページを御覧ください。

5番目の各支援フェーズにおける取組について、共依存の恐ろしさを広めてほしいとの御意見を踏まえ、原案では、三次支援の家族等への取組の欄外に共依存についてのコラムを追記しました。

4、策定スケジュールですが、令和8年3月に策定を予定しています。

次ページ以降、政策指標、原案の概要及び原案をおつけしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

御報告は以上です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○ 望月康弘委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

○ 伊藤くみこ委員 御説明ありがとうございました。

5ページのところの、子供たちの意見というところなのですが、大体どのような形で抽出いたしまして、何人ぐらいの方にお聞きしたかということをお願いします。

○ 片山障害福祉保健部長 ありがとうございます。

意見のほうは直接学校のほうに行って、グループでお話を聞くという形を取りました。アンケート用紙だと通り一遍になってしまうということもあって、直接趣旨を確認しながらということで、人数としては5名～20名ぐらいです。

小学校は中区の山元小学校と南区の平楽中学校、それに中区の、みなと総合高等学校のほうでお聞きしているところでございます。

○ 伊藤くみこ委員 ありがとうございます。

やはり、子供たちがこのような形で意見を述べてくださったということは、子供にとっても、ここに課題視があるということであるので、非常に大事なことだと思います。

恐らくゲームとか、そういうところの中で、ある程度、周りにもというような自覚があるのかもしれないので、そこも含めまして、条例自体は、これでももちろん賛成なのですけれども、今後、本当に依存症というのはグレーゾーンが多くて、非常に分かりにくいというところもありますし、ゲームなどの依存症という形に今後なっていくと、家の中でやっていることなので、周りに分からないということもありますので、いろいろな施策を立てることは非常に大変だと思いますが、条例に基づきながらしっかり取り組んでいただきたいということを要望いたします。お願いします。

○ 山浦英太委員 以前、素案が出されたときに質問させていただいたのですが、依存症の未然防止や治療支援と併せて、社会復帰に向けた取組が非常に重要だと私は述べさせていただきました。

医療と福祉の間にも隙間があって、回復途上に支援が途切れる隙間があるということも述べさせていただいて、私はその要因には、やはり横浜市内においても地域において、支援、また連携がしっかりとされていない地域があったり、されている地域があったり、ちゃんと統一されていないような現状があると思うのです。その辺の見解を教えてください。

○ 片山障害福祉保健部長 ありがとうございます。

社会復帰の支援ということで委員から、以前お話しの方でございますが、社会復帰というところで幾つか視点はあると思うのですが、例えば就労とかであれば、いろんな障害者の施設ですとか、回復支援施設とか様々なものと向き合いながら進めていくということもあれば、偏見解消に向けて取り組んでいくということもあると思います。

また、委員がおっしゃるとおり、全部の地域を全てカバーしているかということも今後の課題ということでもあるのですが、我々は連携会議ということで50機関ほど集まる会議を設けておまして、そこにはいろんな民間団体もあれば、司法の機関もあれば、様々な機関が集まって議論している場もありますので、委員の御指摘を踏まえて、しっかり引き続き進めていきたいと考えております。

○ 山浦英太委員 ぜひ取組をお願いしたいと思っておりますので、伴走支援も必要ですし、もちろん偏見などがあつたら、やはり社会復帰もしにくいだろうし、ですので、今おっしゃったように、連携の強化、今、50機関ありましたけれども、そういった数も増やしていただいて、しっかり社会復帰ができるようお願いいたします。

○ 大和田あきお委員 1つは、先ほど指摘もあつたところです。5ページの4番の、子供たちに情報が届くようにというのは、すごく大事だと思っています。

ここではやっぱり前回、指摘させていただいた小学生がオンラインカジノをやっていたという。これは象徴的なもので、やはり子供たちにはSNSの使い方も含めて、それから今言った、そういう、オンラインカジノみたいに入っていく。それに対してやっぱり市が積極的に啓発していくということかと思っています。

特に今回、2025年にギャンブル等依存症対策推進基本計画が国で決まりましたけれども、ここでも指摘されています。オンラインカジノの規制強化など、深刻な被害に対する一定の対応ということで強調されていますけれども、市としても、ぜひその辺を、こういうふうに書いてあります、お願いしたいということと、それから2つ目には、いわゆるSNSを中心とした環境の規制というものを、いつでもどこでもギャンブルができるような、そういうオンライン環境の制限というのは、やっぱり国が率先してやるべきだと思うのですけれども、ぜひ国に対しても、それから市としても検討していただきたいと。日本は野放しなのです。子供たちを守るという意味で、ほかの国は一定の規制があるのです。だから、子供たちのそういう意味での影響をいかに食い止めるかということは大いではないかなと思っています。

それから意見聴取を契機に、ここにも書いてあるのですが、ギャンブル依存症は自己責任でないということも、ここでも書かれているのですけれども、そういう意味では、被害を防ぐための実効的な何か対策というのは、要するに、また必要になってくるのかなと。患者家族への支援が特に今後重要になってくるので、その点も踏まえて、今後、検討していただきたいと思っています。今のは意見ですけれども。

以上です。

○ 望月康弘委員長 意見でよろしいですか。

○ 片山障害福祉保健部長 ありがとうございます。お子様たちの御意見ということなのですが、実

際に聞いてみると、やはり教育の話が結構効いていて、皆さん、私たちが思っている以上に、依存症のことを知っていたということがあります。なので、自分たちがそうならないようにしなきゃいけないみたいなことの発言もありました。

ここでの、ショート動画の話は短いほうが見られるとか、そういう話があったのですが、そういう意識のことがありましたので、教育というのは結構大事だなということで、教育委員会ともこの話は一緒にしっかり進めていって、先ほどSNSの話もありましたし、ルールづくりみたいところはしっかり進めていきたいと考えておりますので、委員のオンラインギャンブルを含めて、この間、いただいておりますのでしっかりやっていきたいと思っております。

- 荻原隆宏委員 政策指標というページのところなのですが、ここに計画期間における成果ということで、現状値として、依存症の人に対する偏見の解消が進んでいるという割合、令和6年度は68.2%であると。これを令和12年度には60%未満ということなのですが、令和12年度までは5年ほどがあると思います。

その期間中に8.2%を改善していくということなのですが、偏見の解消の進み具合というのは、やはり高度に進めていただきたいと思うところでありまして、60%未満という数値について、どのように決まっていたのかを教えてください。

- 片山障害福祉保健部長 ありがとうございます。

今回の計画は、前回の計画にあまり数値目標がなかったということの反省も踏まえまして、数値目標を設定するというのと、市民の皆様の実感というところの成果指標みたいなことを求めていくということで少しステージを上げて、我々も、まずこの時点でかかとを上げてやっていきたいということが1つございました。

依存症のパーセントのところなのですが、この計画自体は審議会の専門の先生方の御意見も伺いながらの議論ということで、なかなか今度は前例がない中でどこを設定するかということで、実はもう少し低い議論もあったのですが、もう少し頑張るこのぐらいでやっていこうという中で議論でございます。

我々もこれを達成して満足するというよりは、しっかり進めていきたいとは思っていますが、まずはこれでスタートしたいというところが現状でございます。

- 荻原隆宏委員 そうですね、やはり偏見はあってはならないという意味合いでは、本来目標というのはゼロ%であるということをしかり念頭に置いて進めていただきたいというふうに、これは要望させていただきますと思います。

それから、具体的にどういった取組になっていくのかなというところが気になるのですが、その点を教えていただければと思います。

- 片山障害福祉保健部長 ちょうどこの表を見ていただくと、上のほうに、ちょうど右側に流れていく中で啓発とかホームページのアクセス数となっているのですが、やはりまず偏見の解消のところが一番大きな、普及啓発のところは大きいかなと思っております、そこはしっかりやっていきたいと考えています。

具体的な取組みたいところは、逆に今度は別の指標を掲げていますので、例えば相談とか個別の支援のところは、また下の部分ということで、少し、今この表上は、そういう分け方をしているところでございます。

- 荻原隆宏委員 啓発については、熱心に取り組んでいただく必要があるかなというように思いますし、啓

発とともに、できる方策についても、数多くのものであるのじゃないかなと思いますので、その点を原案をお示しいたしている中では、もう少し取組を進めていただく必要があるのかなと。メニューを増やしていただく必要があるのかと感じましたので、策定を進めていく中でも御検討いただいて、また、お示しいただければありがたいと思いますし、令和12年度までの間に、どんどん毎年、その年度の反省を踏まえて取組をその都度を増やしていくような、積極的な取組を進めていただきたいというように思います。

もし見解があればお願いいたします。

- **片山障害福祉保健部長** ありがとうございます。この68.2%という、意志が弱いというところの割合は、やっぱり部会の中でも結構高いということで、ここはしっかり、やらなきゃいけないというのは、先生方からもいただいているところでございます。

この計画は毎年1年ごとに振り返っていますので、そのときにはしっかり、大変厳しい言葉もいただいたりしますので、皆さんと一緒に、しっかり進めていきたいと思っております。

- **萩原隆宏委員** 最後に、そうですね、依存症にかかわらず、障害のある方、それから病を抱える方、こういった方々が、この後のページにも出てきますけれども、自業自得であると考える方も、依存症に関しても一定程度おられるということは、大変、依存症を抱えたり、病を抱えたり、障害のある方にとっては非常に苦悩のある状況を生むと思います。

なので、その点はしっかり心にとどめていただきながら、偏見の解消がどんどん進んでいくように取組を進めていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

- **望月康弘委員長** 他に御発言もないようですので本件についてはこの程度にとどめます。

◎ 寄附受納について

- **望月康弘委員長** 次に、寄附受納についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- **佐藤健康福祉局長** それでは、寄附受納について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

寄附を受納した場合、100万円以上の寄附につきましては当委員会へ御報告させていただいています。

1、横浜市の健康づくり事業及び市内事業所の健康経営の促進に対する寄附受納ですが、寄附者は明治安田生命保険相互会社神奈川本部様で、金額は138万4065円、受納年月日は令和7年11月14日です。

2ページを御覧ください。

2、社会福祉基金に対する寄附受納ですが、1件目の寄附者は匿名希望の方で、金額は100万円、受納年月日は令和7年10月19日です。

2件目の寄附者は匿名希望の方で、金額は100万円、受納年月日は令和7年12月24日です。

3件目の寄附者は連展科技株式会社様で、金額は200万円、受納年月日は令和7年12月26日です。

なお横浜市社会福祉基金について参考に記載しておりますので、後ほど御確認ください。

御報告は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

- **望月康弘委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 望月康弘委員長 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
以上で本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。



◎ 各種委員会委員について

- 望月康弘委員長 次に、各種委員会委員についてを議題に供します。
横浜市社会福祉審議会委員につきましては、委員長のほか、副委員長から1人、委員から1人となっております。
現在は私のほか、酒井副委員長、かざま副委員長が選任されておりますが、かざま副委員長は当委員会の委員の立場で選任されておりました。そのため、かざま副委員長に替えまして、改めて委員から1人を選出する必要があります。
正副委員長で協議した結果、委員1人については山浦委員に決定したいと思います。御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 望月康弘委員長 ありがとうございます。
それでは、各種委員会委員につきましては、ただいまのとおり決定いたします。



◎ 閉会宣言

- 望月康弘委員長 以上で、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会時刻 午前11時15分

速報版